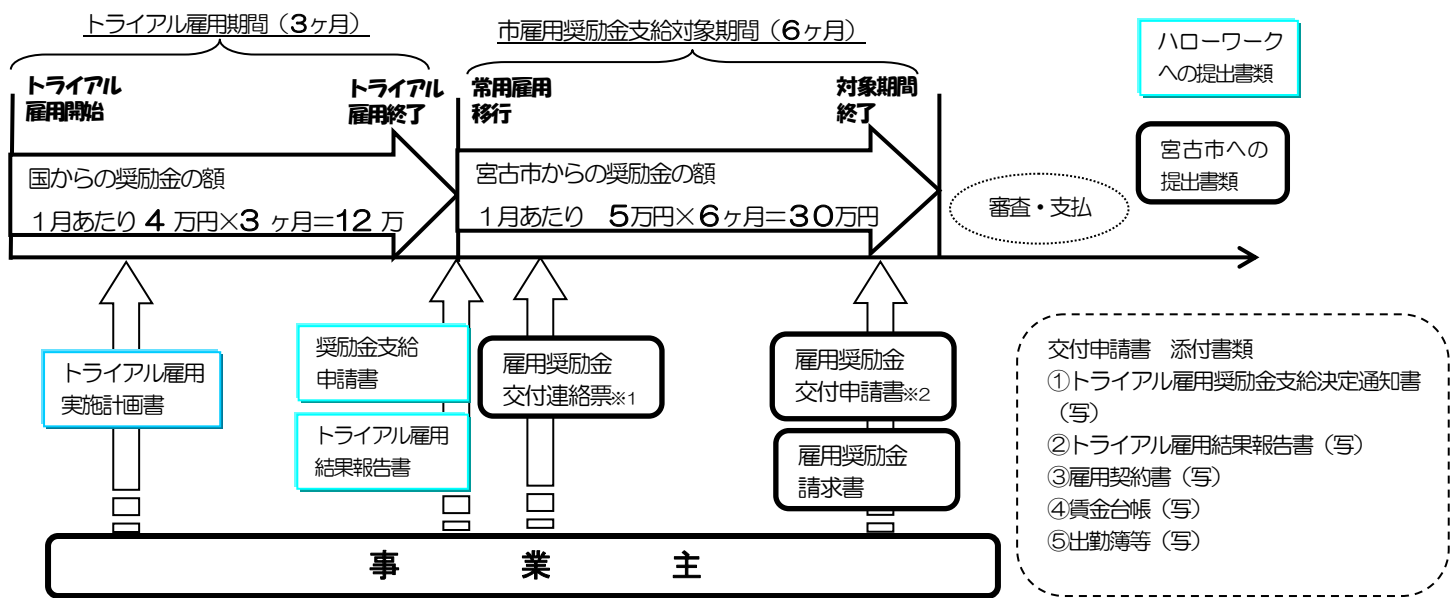


# 宮古市トライアル雇用奨励金のご案内

宮古市では、雇用の促進と安定を図るため、国のトライアル雇用事業を活用し試用雇用した求職者を常用雇用とした事業主の方に奨励金を交付します。

交付対象となる事業主	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 宮古市内に事業所を有すること</li> <li>● 雇用保険の適用事業所であること</li> <li>● 国のトライアル雇用事業で下記の対象者を試用雇用後、常用雇用へと移行した事業主であること</li> <li>● 市税を完納していること</li> </ul>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 宮古市に住所を有する方</li> <li>● 国のトライアル雇用事業により試用雇用され、常用雇用に移行した方</li> </ul>
奨励金	対象者1人に対し、1か月当たり最高5万円、6か月を限度として（30万円限度）事業主へ支給します。
対象期間	国のトライアル雇用事業による試用雇用後、常用雇用に切り替えた日から6ヶ月間。

**※国などの同様の雇用奨励金と併せて交付を受けることはできません。**



※1 宮古市トライアル雇用奨励金交付連絡票は、対象期間の開始の日の翌日から1ヶ月以内に市産業支援センターに提出してください。

※2 宮古市トライアル雇用奨励金交付申請書は、必要書類を添付し、対象期間の終了後30日以内に市産業支援センターに提出してください

**問合せ先：宮古市役所 産業支援センター 商業労政係 68-9067**

**【国のトライアル雇用事業とは】**

ハローワークの紹介により、企業に短期間（原則3ヶ月）雇用され、その間に仕事をする上での必要な指導や、訓練・研修などを受け、その後本採用への移行をねらいとしています。

対象労働者を雇い入れた事業主に対しては、奨励金月額最高4万円が支給されます。

トライアル雇用事業についてのお問い合わせ先 宮古公共職業安定所 電話 63-8609